

## NI+C サブライセンス プログラム・パッケージ 「アプリケーション・ソフトウェア・プロバイダー・ライセンスに関する特則」

---

「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージ アプリケーション・ソフトウェア・プロバイダーライセンスに関する特則」(以下「本特則」といいます。)に基づき、日本情報通信株式会社(以下「NI+C」といいます。)は、ライセンシーがライセンシーの顧客(以下「エンドユーザー」といいます。)に対してASPサービスを提供するためのソリューションの一部として利用できる特定プログラムを使用許諾します。本特則は、個別契約書が解約、もしくは期間満了するまで効力を有します。本特則は、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージ アプライアンスに関する特則」(以下総称して「ご使用条件」といいます。)の条項に追加されるものであり、且つ優先して適用されます。本特則の条件で修正ある場合を除き、ご使用条件はすべて有効とします。

### 1. 定義

(1) ASPサービス - 多数のエンドユーザーに向けて、インターネットやプライベート・ネットワーク経由で、遠隔のデータセンターからのソリューションにアクセスできるようにするものです。ASPサービスには、エンドユーザーによるプログラムのダウンロードまたは複製は含まれません。

### 2. 使用許諾

(1) NI+Cは、ASPサービスの規定に関連してのみ、ソリューションの一部として対象プログラムにアクセスして使用する目的で、日本国内に居住する当該エンドユーザーにその使用を許可する非独占的かつ譲渡不能の権利をライセンシーに付与します。ライセンシーは社内での使用を含む、別のいかなる目的にも、対象プログラムを利用することはできません。NI+Cの許可した事業体を除いては、本ライセンスは、ほかの事業体に再販、譲渡もしくは移転することはできません。

(2) ライセンシーは、1つのエンドユーザーに対してASPサービスを提供するためにプログラムを使用した後、そのプログラムを別のエンドユーザーにASPサービスを提供するために使用することができます。ライセンシーは、本特則の条件に従ってエンドユーザーにASPサービスを提供するために、十分な使用許諾を得る必要があります。例えば、プログラムが許可ユーザーの設定に基づいて使用許諾されている場合、全てのエンドユーザーに必要となる数量合計以上に、許可ユーザー数の使用許諾を取得しなければなりません。

(3) ASPサービスを提供するために利用されるプログラムの複製はすべて、ライセンシーのサーバーもしくはライセンシーが管理するサーバーに常に保存され、エンドユーザーによるダウンロード、もしくは複製はできないものとします。

(4) ライセンシーは、エンドユーザーが当該プログラムの実際のプログラム・コードや文書の読み込み、表示、複製もしくは伝送を行うことがないよう、物理的アクセス、通信ならびにソフトウェア・アクセスにおいて適正な管理を行うものとします。

(5) ライセンシーはエンドユーザーとの間における提供契約の締結に際して、NI+C及びIBMの義務を本特則およびご使用条件と同等以上に制限的にするものとし、且つ、NI+C及びIBMの権利を阻害する条件を含めてはならないものとします。また、ライセンシーは当該第三者の行為について、NI+C及びIBMに対して責任を負うものとし、ライセンシーは、ライセンシーによりプログラムを使用許可された、もしくはASPサービスを再販する者が、本特則およびご使用条件を遵守していることを確認する義務を負うものとします。

(6) 本特則およびご使用条件に従い、ライセンシーはNI+Cに提出を要求されたレポートにおいて、ASP使用に許可されたプログラム分について個別にレポートするものとします。

### 3. 支払い

(1) ライセンシーは、個別契約書に基づき、NI+Cに料金を支払うものとします。

(2) ライセンシーは、NI+Cの現行料金および契約条件に従って別途ライセンスを購入することにより、社内でプログラムを使用できます。

(3) NI+Cは本特則およびご使用条件に基づき、そのライセンス料に関していかなる返金も行いません。

### 4. 侵害補償

(1) 第三者が、ライセンシーのASPサービスに関して、NI+CおよびIBMに対して損害賠償請求した場合、ライセンシーの費用と責任で解決するものとし、NI+CおよびIBMを免責せしめるものとします。

### 5. 期間および満了

(1) ライセンシーが本特則およびご使用条件を遵守していない場合は、NI+Cはライセンス許諾を解約できるものとします。

以上